



(阿中グランド2キロ、スタート)

## 6歳も71歳も完走

### 黄砂降る中の走ろう大会

町教育委員会主催の体力つくり楽しく走ろう大会が二月七日、阿知須中学校グランドを起点とする二、五、十の三コースで行われました。参加者は六歳から七十一歳までの老若男女、町内九十人、計百四十人。午前十時に一斉にスタート。

二\*は旦東区(藤本シズコさん宅前)、五\*は河内区(宮ノ脇一犬ノ森線中間)の折り返し、十\*は旦東を通過し河内野口、引野、仙在、赤迫、浜表区の田園地帯を一周するコース。

この日は黄砂混りの小雨と時折り突風の吹く中を力走する人や、会話を交しながら和やかに走る人など自分の体力に合わせて全員完走しました。特に親子で参加の国重康彦さんファミリーは父が十五位、長女二位、二男三位という健闘ぶりが人目をひきました。上位成績は次のとおり。

(敬称略)

- ▽二\* (小学生以上) 男子① 森本茂樹(山口市) ②岩崎宏明(宇部市) ③国重将司(阿小六年・砂郷三) 女子①石井亜衣子(宇部市) ②福永千絵(阿小三年・沖の原) ③岩崎ひとみ(宇部市)
- ▽五\* (中学生以上) 男子① 中島徹(宇部市) ②宮重政人(阿中二年・浜) ③泉英雄(山口市) 女子①中島千春(宇部市) ②国重智美(阿中二年・砂郷三) ③末広泰子(小野田市)
- ▽十\* (高校生以上) 男子① 岡弘志(宇部市) ②篠原泰宏(同) ③弓井孝佳(同) 女子①田中千春(飛石) ②原田尚子(宇部市)

# 春の全国火災予防運動

## 小さな火、消せるかどうか勝負

3月1日～7日

今年も「春の全国火災予防運動」が三月一日から七日まで実施されます。スローガンは「点検を重ねて築く火災ゼロ」。

春さは空気が乾燥し、火災が発生しやすい状態です。もし火災が発生したらどんな消火方法が適しているか、日ごろから家族で話し合っておくことも大事です。

一般的には、予防が一番大事ですが、もし火災になったら初期の消火がいちばん効果があります。それに備えておくようにしたいものです。

### 消火器の使い方は日ごろから心得を

火災を発見してから数分間、小さな火を消せるかどうかの勝負です。日ごろから、どんな場合にはどんな消火方法が最も適しているか心の準備をしておきましょう。

### 家の中で火が出た時の消火の心得

- ▽必ず自分の逃げ道を確認してから消火しましょう
- ▽無理は禁物
- ▽煙や炎にまどわされず、どこが、どのくらい燃えているか確かめてから消火しましょう
- ▽消火器はしっかりと火元めがけて使うことが大切です。
- 水をかける場合も同じです
- 消火方法は燃えているものによって違う



初期消火  
これが決め手

有効な消火器の種類や水のかけ方など平素から考えておきましょう。消火器は粉末、強化液などがあります。家庭ではできるだけ「家庭専用消火器」を備えておくことです。この消火器は、一般的には、天ぷら油火災、電気器具やガス器具、石油ストーブからの出火などいずれの場合も使えます。

- ▽青色—使用半の電気器具、配線が燃えた場合に消火効力がある
- ▽黄色—油が燃えた場合に消火効力がある
- ▽白色—木材、紙などが燃えた場合に消火効力がある

- ▽強化液消火器
- ▽泡消火器
- 消火器の色表示は次のことを示しています。

- 消火器の種類
- 市販されている消火器は大きく分けると
- ▽粉末消火器
- ▽強化液消火器
- ▽泡消火器

ふだんから使い方を覚えておくことが大切です。火を見てから使用方法を読んでいては遅すぎます。気が動転すると、いつもならなんでもないと、いともなかなうまくいかないものです。

**町役場からお知らせ**  
役場の業務は四月からすべての土曜日が休みとなります。皆様のご理解とご協力をお願いします。



安全栓をはずさずホースを火元に向けるレバーを強く握る

- ▽なるべく火元に近づいて消火すること
- ▽煙や炎にまどわされず、火元に向かって噴射すること
- 粉末消火器の点検
- 「いざ」という時に役立つように定期的に点検しておきましょう。
- ▽安全栓はついているか
- ▽本体や底部にサビはないか
- ▽ホースはヒビ割れしていないか、また、製造年月日より五年以上経過しているものは専門業者に点検してもらいましょう。

燃えるゴミの収集日						
阿小校区 (岩倉を除く) 月・水・金						
1日	3日	5日	8日	10日	12日	15日
17日	19日	22日	24日	26日	29日	31日
井小校区 (岩倉を含む) 火・土						
2日	6日	9日	13日	16日	(19日)	23日
27日	30日					

( )は変更後の収集日

不燃物ゴミの収集日	
(町内全域)	
○ビン、ガラス、灰など (第1、3木曜日)	
4日	18日
(木)	(木)
○空缶、鉄類 (第2、4木曜日)	
11日	25日
(木)	(木)

**ごみの収集日** 3月

**ごみの収集時間**  
前日午後五時～当日午前八時

**町指定袋の販売**  
町指定のごみ袋は、各地区環境衛生組合長宅と婦人会支部長(二部)宅で販売します。清掃センターへ直接持ち込みごみを直接センターへ持ち込むのは(月・土)、午前八時半～正午、午後一時～午後二時まで。(祝祭日は出せません)

### 施設利用サー ビス券どうぞ

ねたきり・独居老人に

町では、ねたきりや、ひとり暮らしのお年寄りが、できる限り住みなれた地域の中で、家族や隣り近所の人とかなごやかな生活ができるようにいろいろな在宅福祉サービスを行っています。

特に、ホームヘルプサービス、ショートステイ、デイサービスについては総合利用券方式を行っています。

この方式は、年に一度、利用券を受けておけば、利用したいときに、それぞれの実施機関に連絡すれば利用できることになっています。

四月一日から利用されたい方のために現在、総合利用券の交付申請書を受け付けています。申請される場合、地区担当の民生児童委員に事前にご相談ください。

入浴サービス・給食サービスについても利用希望者を受け付けています。

ホームヘルプサービス



ホームヘルパーが家を訪問し介護や身のまわりのお世話いたします。

▽利用料 年間所得額により負担金がある場合があります  
▽利用の連絡先 町住民課福祉係(☎65四一一二)  
デイサービス



特別養護老人ホーム白松苑で昼間、入浴・給食・生活指導などのサービスが受けられます。

▽利用料 一日六百円  
▽利用の連絡先 町住民課福祉係(☎65四一一二)  
ショートステイ



家の人が旅行したり、慶弔などで介護できないとき老人ホームが老人を短期間預る制度

### 4月からの 会員を募集

町交通災害共済

町では新年度の交通災害共済の会員を三月一日から募集します。

▽適用期間 四月一日から翌年三月末日まで

▽加入資格 本町の住民基本台帳に記載または外国人登録をされている人

▽対象となる交通事故災害 日本国内で自動車、バイク、自転車、汽車、電車(小児用の三輪車、乳母車などの子ども用遊具は除く)航空機、船

### 住民課

局線 ☎4112  
有線 2132(福祉)

▽利用料 一日二千七十円  
▽利用の連絡先 白松苑(沖の原 ☎65二二五〇) 宇部市日の山園(宇部市東岐波 ☎65二〇二) 宇部あかり園(宇部市西岐波 ☎51一六一六) センチュリー21(宇部市大字山中 ☎21一〇二二) 秋楽園(秋穂町東 ☎0八三九 ☎2七五九)  
詳しいことは町住民課福祉係へ。

船など運航中の事故で歩行または乗車、塔乗、乗船中にけがや死亡した場合(見舞金は別表参照)

▽掛金 一人五百円(一年間)ただし、中学生以下と七十歳以上は一人三百円

平成四年度は三月三十一日で期限が切れます。これまでに加入されていた人も、新しく手続きが必要です。また、この共済は県内の他の町村(新南陽市を含む)へ転出されても有効です。

町内でも昨年から車、バイク

クなどの事故が多発しています。見舞件数も一月末現在で十八件、支払総額七十三万三千円。加入者は四千三百六十人、加入率五二・九割です。新年度も万一の事故に備えて加入されるようお奨めします。詳しいことは町総務課へ。

### 総務課

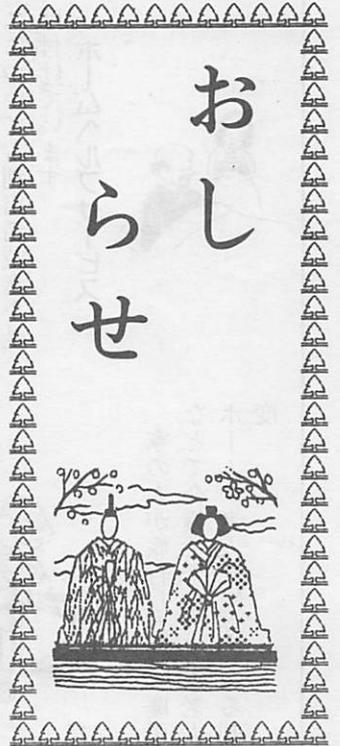
局線 ☎4111  
有線 2113

### 共済見舞金額

別表

等級	災害の程度	金額
1 等級	死亡	1,000,000円
2 等級	360日以上治療を要する傷害	230,000
3 等級	300日以上360日未満の治療を要する傷害	180,000
4 等級	240日以上300日未満の治療を要する傷害	140,000
5 等級	180日以上240日未満の治療を要する傷害	105,000
6 等級	130日以上180日未満の治療を要する傷害	80,000
7 等級	90日以上130日未満の治療を要する傷害	65,000
8 等級	75日以上90日未満の治療を要する傷害	50,000
9 等級	60日以上75日未満の治療を要する傷害	40,000
10 等級	45日以上60日未満の治療を要する傷害	32,000
11 等級	30日以上45日未満の治療を要する傷害	23,000
12 等級	21日以上30日未満の治療を要する傷害	16,000
13 等級	14日以上21日未満の治療を要する傷害	13,000
14 等級	7日以上14日未満の治療を要する傷害	10,000
15 等級	7日未満の治療を要する傷害	7,000

(備考) 頸部損傷(いわゆる「むち打ち損傷」)については、原則として8等級を限度として支給し、90日を超えてなお引続いて治療が行われている場合は、6等級を限度として支給する。



# おし らせ

## 町税は口座振替で

固定資産税：3月31日まで  
町・県民税：5月31日まで

今年から固定資産・都市計画税の納入を口座振替でされる方は、町内の金融機関か町税務課の窓口で手続きをされますように。特に一分期(四月分納入)から利用される方は三月三十一日までに済ませてください。

希望者は申込書に「納税義務者名」「預金者名」「口座番号」などを記入し、口座振替を希望する町税の種類を決め、届け出印を押せば手続きは完了です。一度手続きをされると、口座の解約や納税義務者の町外への転出などの異動がない限り、毎年口座から自動的に引き落とされます。

町県民税や固定資産税、都市計画税の口座振替の場合は、年四回の「期別納付」にするか、第一期のときに一年分をまとめて納める「全納」にするかを決めていただきます。



方は五月三十一日までに手続きをされますように。  
すでに口座振替をされている方は手続きされなくても引き続き自動的に納税できるようになっています。

- 口座振替ができる金融機関
- 山口銀行阿知須支店
  - 吉南信用金庫阿知須支店
  - 阿知須町農業協同組合 (本所・支所)

- 振替ができる町税
- 町県民税 (普通徴収)
  - 固定資産税
  - 都市計画税
  - 軽自動車税
  - 国民健康保険税
  - 特別土地保有税



町ではあなたが所有されている固定資産(土地・家屋)の課税台帳をお見せします。固定資産税はこの台帳によって税金がきまります。自分の資産に間違いはないかお確かめください。

▽期間 三月一日から二十二日まで(日曜・祭日と第二土曜日を除く)

▽時間 午前八時半から午後五時まで(土曜日は午後零時半まで)

▽場所 町税務課固定資産税係の窓口で  
本人に代って見られる場合は委任状がいります。

## 固定資産課税台帳 の確認をどうぞ

3月1日から税務課で

町ではあなたが所有されている固定資産(土地・家屋)の課税台帳をお見せします。固定資産税はこの台帳によって税金がきまります。自分の資産に間違いはないかお確かめください。

▽期間 三月一日から二十二日まで(日曜・祭日と第二土曜日を除く)

▽時間 午前八時半から午後五時まで(土曜日は午後零時半まで)

▽場所 町税務課固定資産税係の窓口で  
本人に代って見られる場合は委任状がいります。

## 献血に

ご協力を

- 3月4日(木)
- 午前9時~12時 体育センター前
  - 午後1時半~15時半 宇部カントリークラブ

お祝いは「さくらめーる」で

郵便局で販売中

阿知須町郵便局は入学・卒業などお祝いの言葉や新装開店、新居のお知らせにふさわしい「さくらめーる」はがきを販売中です。

「さくら」「うぐいす」「ねぎ坊主」の絵入りと無地の四種類。いずれも四十一円。同局は「春の暖かさが感じられるはがきをどうぞ」と呼びかけています。

## 催しもの

- 21日 親子読書会(公、10時) 町内柔・剣道大会(体育センター、9時30)
- 24日 高齢者教室(公、13時) 婦人学級(公、13時)
- 25日 機能訓練(白松苑、10時) フツ素塗布(公、13時30)
- 3月1日 春季全国火災予防運動七日まで

## 庁務員・宿直員を募集

申し込みは

3月19日(金)まで

町では庁務員、宿直員を次のとおり募集します。

### 庁務員

- ▽資格 六十歳以下の女性
- ▽業務内容 事務以外の役場内全般の業務
- ▽勤務時間 月曜日から金曜日までの午前八時から午後五時まで

### 庁務員

- ▽賃金 日額四千八百円
- ▽資格 六十三歳以下の男性で原付二輪車以上の運転免許所持者
- ▽業務内容 主に町発行文書の町内配付など
- ▽勤務時間 月曜日から金曜日までの午前八時から午後五時まで

### 学校宿直員

- ▽賃金 日額五千五百円
- ▽資格 六十三歳以下の男性
- ▽業務内容 宿直